

## 第4回広見町・日吉村合併協議会

# 参 考 資 料

日 時：平成16年4月7日（水）午後2時～

場 所：日吉村住民センター 3階ホール

## 参考資料一覧

### (継続協議)

- |   |          |                       |     |
|---|----------|-----------------------|-----|
| 1 | 協議第 6 号  | 町村議会議員の任期及び定数の取扱いについて | P 1 |
| 2 | 協議第 23 号 | 各種事務事業（管財業務）の取扱いについて  | P 6 |

### (新規協議)

- |    |          |                        |      |
|----|----------|------------------------|------|
| 3  | 協議第 49 号 | 各種事務事業（財政業務）の取扱いについて   | P 7  |
| 4  | 協議第 50 号 | 各種事務事業（総務人事業務）の取扱いについて | P 8  |
| 5  | 協議第 51 号 | 各種事務事業（防災交通業務）の取扱いについて | P 9  |
| 6  | 協議第 52 号 | 各種事務事業（出納業務）の取扱いについて   | P 11 |
| 7  | 協議第 53 号 | 各種事務事業（地籍調査業務）の取扱いについて | P 12 |
| 8  | 協議第 54 号 | 各種事務事業（農政業務）の取扱いについて   | P 13 |
| 9  | 協議第 55 号 | 各種事務事業（用地業務）の取扱いについて   | P 16 |
| 10 | 協議第 56 号 | 各種事務事業（人権業務）の取扱いについて   | P 17 |

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	町村議会議員の任期及び定数の取扱い	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	1 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年4月30日まで引き続き新町の議会議員として在任する。		調整方針確認日 平成 年 月 日
留意事項	根拠法令		先進事例
<p>市町村の合併が行われると、新設合併であれば、合併関係市町村の議会の議員はすべてその身分を失うこととなります。しかし、合併市町村の議員の定数が合併関係市町村の議員の定数の総和に比べ大幅に減少する機会が多いことから、激変緩和のために、合併特例法において、定数又は在任の特例が認められています。</p> <p>特例の適用の有無やその内容については、合併関係市町村が協議を行う必要があり、この協議には、合併関係市町村の議会の議決を経るものとされ、その協議が成立したときは、合併関係市町村は直ちにその内容を告示しなければなりません。</p> <p>また、決定されたことについては、合併後に変更することはできないとされています。</p>	<p><b>地方自治法（昭和22年法律第67号）</b>  <b>（市町村の議員の定数）</b>            第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。            2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。            (1)～(3)（略）            (4) 人口1万以上2万未満の町村 22人            (5)～(11)（略）            3～6（略）            7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。            8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。            9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。            10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。</p> <p><b>市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）</b>  <b>（議会の議員の定数に関する特例）</b>            第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。            2～7（略）            8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。</p>		<p>篠山市（H11.4.1合併）            議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年1月間、引き続き新市の議会の議員として在任する。</p> <p>さぬき市（H14.4.1合併）            議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年2月間、引き続き新市の議会の議員として在任する。</p> <p>あさぎり町（H15.4.1合併予定）            議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年1月間、引き続き新町の議会の議員として在任する。</p> <p>東宇和・三瓶合併協議会（H16.4.1合併予定）            1 新市の議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項を適用し、31人とする。            2 新市においては、合併前の全ての関係町の区域ごとに公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は次のとおりとする。            明浜町の区域 4人            宇和町の区域 10人            野村町の区域 7人            城川町の区域 4人            三瓶町の区域 6人            3 報酬の額は、宇和町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p>

留意事項	根拠法令	先進事例
	<p><b>（議会の議員の在任に関する特例）</b>  第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもってその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。</p> <p>新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間  他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間</p> <p>2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。</p> <p>3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。</p> <p>4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。</p> <p><b>公職選挙法（昭和25年法律第100号）</b>  <b>（地方公共団体の議会の議員の選挙区）</b>  第15条 1～5（略）</p> <p>6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもって選挙区とする。</p> <p>7 第2項、第3項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。</p> <p>8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。</p> <p>9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p><b>（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）</b>  第33条 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙及び長の任期満了に因る選挙は、その任期が終わる日の前30日以内に行う。</p> <p>2 地方公共団体の議会の解散に因る一般選挙は、解散の日から40日以内に行う。</p> <p>3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。</p>	<p>南宇和合併協議会（H16.10.1合併予定）  議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年4月30日まで引き続き新町の議会議員として在任する。報酬等については、5町村の長が別に協議して合併時まで調整する。</p> <p>上島合併協議会（H16.10.1合併予定）  合併特例法は適用しない。  なお、選挙区を設けることについては検討する。</p>

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	町村議会議員の任期及び定数の取扱い（新町議会議員の定数等）	関係項目	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	合併協議会事務局
基本調整方針	2 新町議会議員の定数は、16人とする。		調整方針確認日
	3 選挙区については、1選挙区とする。		平成 年 月 日
	4 新町議会議員の報酬の額は、広見町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。		
留意事項	根拠法令		先進事例
<p>合併の際には、合併特例法第6条及び第7条の規定により、合併関係市町村の協議により、議員の定数や在任に関する特例を適用することができますが、第6条第1項ただし書き及び第7条第1項ただし書きでは、議員がすべてなくなったとき、あるいは議員に欠員が生じたときは、地方自治法第91条の規定による定数に復帰する、あるいはその定数まで減少するとされています。</p> <p>平成15年1月1日から施行された地方自治法の改正前は「地方自治法第91条の規定による定数」とは法律上の定数を指していましたが、この改正により「議員の定数は、条例で定める。」ことになりましたので、合併後の市町村が特例の適用期間を経過した後に適用する定数を定めておく必要があります。</p> <p>つまり、議員の定数や在任の特例を適用する場合には、合併特例法の規定による特例定数と地方自治法第91条の規定による特例の適用期間を経過した後に適用する定数の双方を合併前に定めておく必要があるわけです。</p>	<p><b>地方自治法（昭和22年法律第67号）</b>  <b>（市町村の議員の定数）</b>            第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。            2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。            (1)～(3)（略）            (4) 人口1万以上2万未満の町村 22人            (5)～(11)（略）            3～6（略）            7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。            8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。            9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。            10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。</p> <p><b>市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）</b>  <b>（議会の議員の在任に関する特例）</b>            第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。<u>この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。</u>ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。            新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間            他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間            2～4 略</p>		

協議項目	町村議会議員の任期及び定数の取扱い（新町議会議員の定数等）	関係項目	先進事例
<p><b>留意事項</b></p> <p>新設合併の場合、合併前に条例を制定することができませんので、改正後の地方自治法第91条第7項から第10項に市町村の配置分合の際の特例の適用期間経過後に適用する定数の決定手続が規定されています。</p> <p>この規定では、  設置関係市町村(合併特例法でいう合併関係市町村)の議会の議決を経て(第10項)  設置関係市町村の協議により定数を定め(第7項)  直ちに告示をする(第8項)</p> <p>こととされていますが、この手続は、合併特例法に定められている特例を適用する際の手続とは別個のもので、必ずしも合併特例法に基づく手続と同時に完了する必要はありませんし、合併協議会の中で協議しなければならないものでもありません。</p> <p>しかし、議員の定数は合併後の市町村の根幹に関わる問題ですので、特例適用の是非と合わせて、合併協議会の中で協議することが望ましいと考えられます。</p> <p>なお、この手続により告示された定数は、「第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす」とされていることから、合併後の市町村において改めて条例で定める必要はなく、合併後に定数を変更する場合に新たに条例を制定することになります。</p>	<p><b>公職選挙法（昭和25年法律第100号）</b></p> <p><b>（選挙の単位）</b>  第12条 1～3 略  4 市町村の議会の議員は、選挙区がある場合にあっては、各選挙区において、選挙区がない場合にあってはその市町村の区域において、選挙する。</p> <p><b>（地方公共団体の議会の議員の選挙区）</b>  第15条 1～5（略）  6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）については、区の区域をもつて選挙区とする。  7 第2項、第3項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。  8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。  9 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p><b>（一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙）</b>  第33条 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙及び長の任期満了に因る選挙は、その任期が終わる日の前30日以内に行う。  2 地方公共団体の議会の解散に因る一般選挙は、解散の日から40日以内に行う。  3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。</p> <p><b>公職選挙法施行令</b></p> <p><b>（人口の定義）</b>  第144条 法及びこの政令における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。但し、官報公示の人口の調査期日以後において都道府県、郡又は市町村の境界に変更があった場合においては、地方自治法施行令第176条又は第177条の規定によって都道府県知事が告示した人口による。</p>		

協 議 項 目		町村議会議員の任期及び定数の取扱い（新町議会議員の定数等）			関 係 項 目																					
具体項目		現 況				備 考																				
		広見町	日吉村	合 計																						
議員定数	法定数	22人	12人	34人		新町議会議員の定数は、16人とする。																				
	条例	18人	10人	28人																						
	現状	18人	10人	28人																						
選挙区	選挙区数	1	1			選挙区については、1選挙区とする。																				
	区域	広見町の区域	日吉村の区域																							
議員報酬 (月額) (H15.4.1)	議長	240,000円	218,000円			新町議会議員の報酬の額は、広見町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。																				
	副議長	188,000円	171,000円																							
	議員	173,000円	161,000円																							
参考 選挙区を2 つとした場 合の選挙区 ごとの定数	国勢調査人口	11,147人	1,933人	13,080人		きほく合併協議会で継続審議となっていた定数の18人をもとに算出した。																				
	人口比 例議員 数	自治法 定 数	18.75人	3.25人	22人																					
		人口類 似団体	13.64人	2.36人	16人																					
		参 考	11.93人	2.07人	14人																					
人口同規模団体の議員定数 (平成15年1月1日現在)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>団体名</th> <th>人口(H12国勢調査)</th> <th>議員数(法定)</th> <th>条例</th> <th>現員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丹原町</td> <td>13,644人</td> <td>22</td> <td>16</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>吉田町</td> <td>13,001人</td> <td>22</td> <td>18</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>津島町</td> <td>13,863人</td> <td>22</td> <td>18</td> <td>16</td> </tr> </tbody> </table>					団体名	人口(H12国勢調査)	議員数(法定)	条例	現員	丹原町	13,644人	22	16	16	吉田町	13,001人	22	18	15	津島町	13,863人	22	18	16
団体名	人口(H12国勢調査)	議員数(法定)	条例	現員																						
丹原町	13,644人	22	16	16																						
吉田町	13,001人	22	18	15																						
津島町	13,863人	22	18	16																						

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	2 2 各種事務事業（管財業務）の取扱い	関係項目	5 管財業務	
事務・事業・制度名等		担当部会名等	総務部会	
基本調整方針	1 契約制度については、新町において規則、要綱等を制定する。 2 各契約については、現行のまま新町に引き継ぎ随時調整する。	調整方針確認日		
		平成 年 月 日		
項目	現 況		具体的調整方針	
1)契約制度	規則・要綱・心得等の整備状況			
	町村名			
	分類	項目	広見町	日吉村
	入札参加資格	入札参加資格（格付）	広見町建設工事請負業者選定要領（検討中）	日吉村建設工事請負業者選定要領（検討中）
		共同企業体	広見町建設工事共同企業体事務取扱要綱（検討中）	日吉村建設工事共同企業体事務取扱要綱（検討中）
		指名停止	広見町建設工事指名停止処分要綱（検討中）	日吉村建設工事指名停止処分要綱（検討中）
	選定方法	随意契約	広見町契約規則	日吉村契約規則
	指名業者の選定	業者数	広見町契約規則	日吉村契約規則
		入札参加者選定	広見町契約規則	日吉村契約規則
			広見町建設工事請負業者選定要領（検討中）	日吉村建設工事請負業者選定要領（検討中）
	入札執行関係	低価格入札	検討中	なし
		公正な入札	広見町公正入札調査委員会設置要綱	日吉村公正入札調査委員会設置要綱
		入札心得	広見町建設工事入札者心得	日吉村建設工事入札者心得
		入札保証金	広見町契約規則	日吉村契約規則
		入札結果公表	検討中	検討中
	契約関係	契約保証金	広見町契約規則	日吉村契約規則
		議会議決	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
		前払い金	広見町会計事務規則	日吉村財務規則
	広見町工事執行規程（検討中）		日吉村工事執行規則	
	検査	検査基準	愛媛県土木工事検査基準	日吉村工事検査規程
その他	工事執行規則	県に準じる	日吉村工事執行規則	
	委員会	広見町競争参加資格審査委員会（検討中）	日吉村競争参加資格審査委員会（検討中）	

契約制度については、2町村で規則、要綱等に差があり、合併までに内容調整を行い、新町において新たに制定する。

現在2町村が締結している各契約については、現行のまま新町に引き継ぎ、その契約の更新時に、新町での統一した制度に基づき契約を行う。



## 広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	2 2 各種事務事業（財政業務）の取扱い	関係項目	4 財政業務															
事務・事業・制度名等		担当部会名等	総務部会															
基本調整方針	財政業務については、新町において安定した予算編成が行えるよう、財源の確保に努めるとともに、経常経費、投資的経費のバランスのとれた財政運営を心がけ、地方分権の時代にも対応できる健全な財政運営に努める。	調整方針確認日																
		平成 年 月 日																
項目	現 況	具 体 的 調 整 方 針																
1)特別会計	平成15年度		<p>基本的に、新町においてそれぞれ一会計処理を図るよう調整を進めるものとする。</p> <p>診療所特別会計、広見町の成川溪谷休養センター特別会計、日吉村の夢産地特別会計及びふれあいの森特別会計については、各施設の経営状況を明確に把握するため、現行のまま新町に引き継ぎ新町に移行後、随時調整を図るものとする。</p> <p>水道事業関係会計については、現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>新町における特別会計設置案</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>国民健康保険特別会計</td></tr> <tr><td>国民健康保険愛治診療所特別会計</td></tr> <tr><td>国民健康保険三島診療所特別会計</td></tr> <tr><td>国民健康保険診療所特別会計（日吉分）</td></tr> <tr><td>老人保健特別会計</td></tr> <tr><td>介護保険特別会計</td></tr> <tr><td>住宅新築資金等貸付事業特別会計</td></tr> <tr><td>成川溪谷休養センター特別会計</td></tr> <tr><td>夢産地特別会計</td></tr> <tr><td>ふれあいの森特別会計</td></tr> <tr><td>用品調達特別会計</td></tr> <tr><td>農業集落排水事業特別会計</td></tr> <tr><td>浄化槽市町村整備推進事業特別会計</td></tr> <tr><td>水道事業会計</td></tr> <tr><td>簡易水道事業特別会計</td></tr> </table> <p>名称は新町移行後変更あり。</p>	国民健康保険特別会計	国民健康保険愛治診療所特別会計	国民健康保険三島診療所特別会計	国民健康保険診療所特別会計（日吉分）	老人保健特別会計	介護保険特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計	成川溪谷休養センター特別会計	夢産地特別会計	ふれあいの森特別会計	用品調達特別会計	農業集落排水事業特別会計	浄化槽市町村整備推進事業特別会計	水道事業会計	簡易水道事業特別会計
	国民健康保険特別会計																	
	国民健康保険愛治診療所特別会計																	
	国民健康保険三島診療所特別会計																	
	国民健康保険診療所特別会計（日吉分）																	
	老人保健特別会計																	
	介護保険特別会計																	
	住宅新築資金等貸付事業特別会計																	
	成川溪谷休養センター特別会計																	
	夢産地特別会計																	
	ふれあいの森特別会計																	
	用品調達特別会計																	
	農業集落排水事業特別会計																	
浄化槽市町村整備推進事業特別会計																		
水道事業会計																		
簡易水道事業特別会計																		
	広 見 町	日 吉 村																
	国民健康保険特別会計	国民健康保険特別会計																
	国民健康保険愛治診療所特別会計	国民健康保険診療所特別会計																
	国民健康保険三島診療所特別会計	老人保健特別会計																
	老人保健特別会計	介護保険特別会計																
	介護保険特別会計	住宅新築資金等貸付事業特別会計																
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	夢産地特別会計																
	成川溪谷休養センター特別会計	ふれあいの森特別会計																
	用品調達特別会計	簡易水道事業特別会計																
	農業集落排水事業特別会計	農業集落排水事業特別会計																
	水道事業会計	奨学資金特別会計																

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	2 2 各種事務事業（総務人事業務）の取扱い	関係項目	6 総務人事業務									
事務・事業・制度名等		担当部会名等	総務部会									
基本調整方針	1 情報公開制度については、合併時に統一する。 2 地縁団体については、広見町の例により新たに制度を定める。 3 嘱託職員、臨時職員、パート職員については、各部署、施設等の組織編成に併せて調整する。 4 その他の総務、人事にかかる業務については、合併時に統一する。	担当分科会名 総務人事分科会 調整方針確認日 平成 年 月 日										
		具体的調整方針										
項目	現況											
1)情報公開制度	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>広見町</th> <th>日吉村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報公開条例</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			広見町	日吉村	情報公開条例			2 町村の制度に大きな相違がないため、合併時に統一する。			
	広見町	日吉村										
情報公開条例												
2)地縁団体	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>広見町</th> <th>日吉村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広見町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例</td> <td>平成6年3月</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>登録団体数</td> <td>19</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		項目	広見町	日吉村	広見町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例	平成6年3月	-	登録団体数	19	-	現行のまま新町に引き継ぎ、条例については広見町の例により策定する。
項目	広見町	日吉村										
広見町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例	平成6年3月	-										
登録団体数	19	-										
3)嘱託職員・臨時職員等	<p style="text-align: right;">平成15年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>広見町</th> <th>日吉村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>                             役場事務                              庁舎清掃員                              連絡所                              診療所（看護師、事務員等）小中学校                              公民館                              保育所（保育士、調理員等）給食センター                              成川休養センター                              鬼北総合公園                              その他                         </td> <td>                             役場事務                              庁舎清掃員                              診療所（看護師、事務員等）                              小中学校                              保育所（保育士、調理員等）                              給食センター                              建設課作業員                              日吉夢産地                              その他                         </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">110人</td> <td style="text-align: center;">34人</td> </tr> </tbody> </table>		広見町	日吉村	役場事務 庁舎清掃員 連絡所 診療所（看護師、事務員等）小中学校 公民館 保育所（保育士、調理員等）給食センター 成川休養センター 鬼北総合公園 その他	役場事務 庁舎清掃員 診療所（看護師、事務員等） 小中学校 保育所（保育士、調理員等） 給食センター 建設課作業員 日吉夢産地 その他	110人	34人	嘱託職員、臨時職員、パート職員については、各部署、施設等の組織編成に併せて調整する。			
広見町	日吉村											
役場事務 庁舎清掃員 連絡所 診療所（看護師、事務員等）小中学校 公民館 保育所（保育士、調理員等）給食センター 成川休養センター 鬼北総合公園 その他	役場事務 庁舎清掃員 診療所（看護師、事務員等） 小中学校 保育所（保育士、調理員等） 給食センター 建設課作業員 日吉夢産地 その他											
110人	34人											

## 広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	2 2 各種事務事業（防災交通業務）の取扱い	関係項目	7 防災交通業務																				
事務・事業・制度名等		担当部会名等	総務部会																				
基本調整方針	1 消防施設の整備については、広見町の例により、新町移行後、事業内容、補助率などの調整を図る。 2 防災行政無線については、新町に移行後もしばらくの間は現行機器を使用し、耐用年数等を考慮しながら調整を図る。 3 防犯灯設置については、広見町の例により設置し、維持管理については地元負担とする。 4 地域防災計画については、新町移行後新たに策定する。 5 交通安全指導員については、新町に移行後、速やかに調整する。 6 交通安全施設については、広見町の例による。		調整方針確認日  平成 年 月 日																				
	項目	現 況		具 体 的 調 整 方 針																			
	広 見 町	日 吉 村																					
1) 消防施設整備 事業補助	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事業内容</th> <th style="width: 50%;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 消火道新設事業</td> <td>事業費の2分の1以内 (事業費限度額 1,000,000円)</td> </tr> <tr> <td>2. 防火水槽新設事業</td> <td>事業費の2分の1以内 (事業費限度額 1,000,000円)</td> </tr> <tr> <td>3. 防火水槽改修事業 (本体の改修、フェンス取付、蓋取付、取水路の取付)</td> <td>事業費の2分の1以内 (事業費限度額 500,000円)</td> </tr> <tr> <td>4. 消火栓新設事業</td> <td>事業費の3分の2以内 不凍式単口型・地下式 (事業費限度額 300,000円) 簡易式立上型 (事業費限度額 150,000円)</td> </tr> <tr> <td>5. 消火栓改修事業 (道路工事による移転改修・水漏れ等による改修を除く)</td> <td>事業費の3分の2以内</td> </tr> <tr> <td>6. サイレン設置事業</td> <td>事業費の2分の1以内</td> </tr> <tr> <td>7. 警鐘台の移転改修事業</td> <td>事業費の2分の1以内 (事業費限度額 100,000円)</td> </tr> <tr> <td>8. ホース干塔新設事業</td> <td>総工費の2分の1以内 (事業費限度額 200,000円)</td> </tr> <tr> <td>9. 消火栓用ホース購入事業 (標準 ホース2, 管鎗1)</td> <td>事業費の3分の1以内</td> </tr> </tbody> </table>	事業内容	補助率	1. 消火道新設事業	事業費の2分の1以内 (事業費限度額 1,000,000円)	2. 防火水槽新設事業	事業費の2分の1以内 (事業費限度額 1,000,000円)	3. 防火水槽改修事業 (本体の改修、フェンス取付、蓋取付、取水路の取付)	事業費の2分の1以内 (事業費限度額 500,000円)	4. 消火栓新設事業	事業費の3分の2以内 不凍式単口型・地下式 (事業費限度額 300,000円) 簡易式立上型 (事業費限度額 150,000円)	5. 消火栓改修事業 (道路工事による移転改修・水漏れ等による改修を除く)	事業費の3分の2以内	6. サイレン設置事業	事業費の2分の1以内	7. 警鐘台の移転改修事業	事業費の2分の1以内 (事業費限度額 100,000円)	8. ホース干塔新設事業	総工費の2分の1以内 (事業費限度額 200,000円)	9. 消火栓用ホース購入事業 (標準 ホース2, 管鎗1)	事業費の3分の1以内	制度なし (消防施設は、すべて村で整備、負担)	町村単独の消防施設整備について、広見町は地元が事業主体となり、町が補助金の支出を行っているが、日吉村は全額村の負担となっている。  新町移行後は、一体性の確保から、広見町の例に倣い、事業内容、補助率等の調整を行い、新たな制度を策定する。
事業内容	補助率																						
1. 消火道新設事業	事業費の2分の1以内 (事業費限度額 1,000,000円)																						
2. 防火水槽新設事業	事業費の2分の1以内 (事業費限度額 1,000,000円)																						
3. 防火水槽改修事業 (本体の改修、フェンス取付、蓋取付、取水路の取付)	事業費の2分の1以内 (事業費限度額 500,000円)																						
4. 消火栓新設事業	事業費の3分の2以内 不凍式単口型・地下式 (事業費限度額 300,000円) 簡易式立上型 (事業費限度額 150,000円)																						
5. 消火栓改修事業 (道路工事による移転改修・水漏れ等による改修を除く)	事業費の3分の2以内																						
6. サイレン設置事業	事業費の2分の1以内																						
7. 警鐘台の移転改修事業	事業費の2分の1以内 (事業費限度額 100,000円)																						
8. ホース干塔新設事業	総工費の2分の1以内 (事業費限度額 200,000円)																						
9. 消火栓用ホース購入事業 (標準 ホース2, 管鎗1)	事業費の3分の1以内																						
2) 防災行政無線	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th style="width: 25%;">広 見 町</th> <th style="width: 25%;">日 吉 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">同報系</td> <td>親局</td> <td style="text-align: center;">1局</td> <td style="text-align: center;">1局</td> </tr> <tr> <td>中継局</td> <td style="text-align: center;">1局</td> <td style="text-align: center;">1局</td> </tr> <tr> <td>屋外拡声子局</td> <td style="text-align: center;">90局</td> <td style="text-align: center;">20局</td> </tr> <tr> <td>個別受信機</td> <td style="text-align: center;">180台</td> <td style="text-align: center;">720台</td> </tr> </tbody> </table> 2町村ともに機器メーカーが異なる。			広 見 町	日 吉 村	同報系	親局	1局	1局	中継局	1局	1局	屋外拡声子局	90局	20局	個別受信機	180台	720台		防災行政無線については、1自治体1許可の原則があり、合併後は速やかに統一する必要があるが、統一には多大な費用が必要となることから、四国総合通信局と統合までの計画協議を行い、それぞれの施設の状況も考慮し、新システム移行までの間は、現在の施設を有効利用する。			
		広 見 町	日 吉 村																				
同報系	親局	1局	1局																				
	中継局	1局	1局																				
	屋外拡声子局	90局	20局																				
	個別受信機	180台	720台																				

項目	現況		具体的調整方針																																																																																																						
3)防犯灯	<table border="1"> <tr> <td>防犯灯設置助成</td> <td>広見町</td> <td>日吉村</td> </tr> <tr> <td>防犯灯設置 (1基当たりの助成額)</td> <td>10,000円</td> <td>全額村負担</td> </tr> </table>		防犯灯設置助成	広見町	日吉村	防犯灯設置 (1基当たりの助成額)	10,000円	全額村負担	防犯灯については、今後も地域防犯の点からも施設の増加が見込まれるが、維持管理にかかる費用が財政面に大きく影響しているため、新町移行後は、広見町の例により助成を行い、地元が維持管理を行う方向で調整する。																																																																																																
防犯灯設置助成	広見町	日吉村																																																																																																							
防犯灯設置 (1基当たりの助成額)	10,000円	全額村負担																																																																																																							
4)地域防災計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">災害対策本部 条例</th> <th rowspan="2">一時避難場所 グラウンド等</th> <th rowspan="2">避難収容施設</th> <th colspan="3">消防水利</th> <th colspan="6">災害危険箇所の状況</th> <th rowspan="2">水防管理団体 指定</th> </tr> <tr> <th>消火栓</th> <th>防火水槽</th> <th>その他</th> <th>崩急傾 壊斜</th> <th>がけ崩れ</th> <th>地すべり</th> <th>土石流</th> <th>起山地 因に</th> <th>河川等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広見町</td> <td></td> <td>9</td> <td>51</td> <td>500</td> <td>28</td> <td>245</td> <td>11</td> <td>94</td> <td></td> <td>4</td> <td>3</td> <td>6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日吉村</td> <td></td> <td>6</td> <td>30</td> <td>48</td> <td>45</td> <td>45</td> <td>14</td> <td></td> <td>2</td> <td>16</td> <td></td> <td>1</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>水防資機材保有状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ビニール袋 (枚)</th> <th>杭 (本)</th> <th>縄 (巻)</th> <th>鉄線 (Kg)</th> <th>ロープ (巻)</th> <th>釘 (Kg)</th> <th>つるはし (丁)</th> <th>スコップ (丁)</th> <th>ハンマー (丁)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広見町</td> <td>2,000</td> <td>100</td> <td>3</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>5</td> <td>66</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>日吉村</td> <td>200</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>緊急援護物資備蓄状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">食 材</th> <th rowspan="2">飲料水</th> <th rowspan="2">備蓄場所</th> </tr> <tr> <th>乾パン</th> <th>アルファ 米</th> <th>缶詰</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広見町</td> <td>164食</td> <td>180食</td> <td>168食</td> <td>240ℓ</td> <td>広見町役場</td> </tr> <tr> <td>日吉村</td> <td>40食</td> <td>4kg</td> <td>40缶</td> <td>60ℓ</td> <td>農協内保管庫</td> </tr> </tbody> </table>			災害対策本部 条例	一時避難場所 グラウンド等	避難収容施設	消防水利			災害危険箇所の状況						水防管理団体 指定	消火栓	防火水槽	その他	崩急傾 壊斜	がけ崩れ	地すべり	土石流	起山地 因に	河川等	広見町		9	51	500	28	245	11	94		4	3	6		日吉村		6	30	48	45	45	14		2	16		1	×		ビニール袋 (枚)	杭 (本)	縄 (巻)	鉄線 (Kg)	ロープ (巻)	釘 (Kg)	つるはし (丁)	スコップ (丁)	ハンマー (丁)	広見町	2,000	100	3		1		5	66	4	日吉村	200										食 材			飲料水	備蓄場所	乾パン	アルファ 米	缶詰	広見町	164食	180食	168食	240ℓ	広見町役場	日吉村	40食	4kg	40缶	60ℓ	農協内保管庫	2町村とも地域防災計画は策定されているが、新町移行後、全町を対象に見直しを行い、新たに策定する。
	災害対策本部 条例	一時避難場所 グラウンド等					避難収容施設	消防水利			災害危険箇所の状況						水防管理団体 指定																																																																																								
			消火栓	防火水槽	その他	崩急傾 壊斜		がけ崩れ	地すべり	土石流	起山地 因に	河川等																																																																																													
広見町		9	51	500	28	245	11	94		4	3	6																																																																																													
日吉村		6	30	48	45	45	14		2	16		1	×																																																																																												
	ビニール袋 (枚)	杭 (本)	縄 (巻)	鉄線 (Kg)	ロープ (巻)	釘 (Kg)	つるはし (丁)	スコップ (丁)	ハンマー (丁)																																																																																																
広見町	2,000	100	3		1		5	66	4																																																																																																
日吉村	200																																																																																																								
	食 材			飲料水	備蓄場所																																																																																																				
	乾パン	アルファ 米	缶詰																																																																																																						
広見町	164食	180食	168食	240ℓ	広見町役場																																																																																																				
日吉村	40食	4kg	40缶	60ℓ	農協内保管庫																																																																																																				
5)交通安全指導員	<table border="1"> <tr> <td>広見町</td> <td>日吉村</td> </tr> <tr> <td>指導員数 13人</td> <td>指導員数 4人</td> </tr> </table>		広見町	日吉村	指導員数 13人	指導員数 4人	新町に移行後、速やかに調整する。																																																																																																		
広見町	日吉村																																																																																																								
指導員数 13人	指導員数 4人																																																																																																								
6)交通安全施設	<table border="1"> <tr> <td>平成13年度 カーブミラー 13基 防護柵は町が設置 防護柵 195m カーブミラーについては、材料支給により交通安全協会等が設置</td> <td>平成13年度 実績なし 防護柵等については、村が設置 カーブミラーについては、交通安全協会日吉支部が支部の予算の範囲で設置</td> </tr> </table>		平成13年度 カーブミラー 13基 防護柵は町が設置 防護柵 195m カーブミラーについては、材料支給により交通安全協会等が設置	平成13年度 実績なし 防護柵等については、村が設置 カーブミラーについては、交通安全協会日吉支部が支部の予算の範囲で設置	広見町の例による。																																																																																																				
平成13年度 カーブミラー 13基 防護柵は町が設置 防護柵 195m カーブミラーについては、材料支給により交通安全協会等が設置	平成13年度 実績なし 防護柵等については、村が設置 カーブミラーについては、交通安全協会日吉支部が支部の予算の範囲で設置																																																																																																								

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	2 2 各種事務事業（出納業務）の取扱いについて	関係項目	1 0 出納業務												
事務・事業・制度名等		担当部会名等	総務部会												
基本調整方針	1 指定金融機関は、えひめ南農業協同組合とする。 2 指定代理金融機関は、現行のまま新町に引き継ぐ。 3 現在指定されている郵便局については、収納代理金融機関として新町に引き継ぐ。 4 その他の出納業務については、原則として現行どおりとし、随時調整を図るものとする。	担当分科会名 出納分科会													
		調整方針確認日  平成 年 月 日													
項目	現 況	具 体 的 調 整 方 針													
1)指定金融機関等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>広 見 町</th> <th>日 吉 村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定金融機関</td> <td>えひめ南農業協同組合</td> <td>えひめ南農業協同組合</td> </tr> <tr> <td>指定代理金融機関</td> <td>(株)伊予銀行 (株)愛媛銀行</td> <td>(株)伊予銀行 (株)愛媛銀行</td> </tr> <tr> <td>収納代理金融機関</td> <td>広見郵便局</td> <td>日吉郵便局</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	広 見 町	日 吉 村	指定金融機関	えひめ南農業協同組合	えひめ南農業協同組合	指定代理金融機関	(株)伊予銀行 (株)愛媛銀行	(株)伊予銀行 (株)愛媛銀行	収納代理金融機関	広見郵便局	日吉郵便局	指定金融機関は、えひめ南農業協同組合とする。 指定代理金融機関は、現行のまま新町に引き継ぐ。 現在指定されている郵便局については、収納代理金融機関として新町に引き継ぐ。	
区 分	広 見 町	日 吉 村													
指定金融機関	えひめ南農業協同組合	えひめ南農業協同組合													
指定代理金融機関	(株)伊予銀行 (株)愛媛銀行	(株)伊予銀行 (株)愛媛銀行													
収納代理金融機関	広見郵便局	日吉郵便局													

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	22 各種事務事業（地籍調査業務）の取扱い	関係項目	13 地籍調査業務
事務・事業・制度名等		担当部会名等	総務部会
基本調整方針	地籍調査業務については、現行のまま新町に移行し、新町において統合を行う。	担当分科会名 地籍調査分科会	
		調整方針確認日 平成 年 月 日	
現 況		具 体 的 調 整 方 針	
広 見 町	日 吉 村		
<p>1.国土調査事業（地籍調査） 昭和38年度着手、昭和54年度全域完了</p> <p>2.国土調査事業（過年度数値情報化） 事業の目的 現在の平板測量による図解法を国土調査の成果を数値化することにより、地籍管理システムの整備、固定資産管理システムの導入へとつながり、地籍図の管理・固定資産の公正な評価、全庁内外へのデータ提供など住民サービスの向上、効率的な事務処理が図れる。</p> <p>事業期間 平成13年度～平成14年度 記録形式 地籍フォーマット2000</p> <p>事業費 平成13年度 事業費 6,260,000円 平成14年度 事業費 17,383,000円 計 23,643,000円</p>	<p>1.国土調査事業（地籍調査） 昭和51年着手、昭和63年度全域完了</p> <p>2.国土調査事業（過年度数値情報化） 事業の目的 地籍図等のコンピューターによる維持管理、異動に伴う補正、地籍調査成果の数値管理による移送の活用の向上</p> <p>事業期間 昭和63年度～平成元年度 記録形式 国土庁フォーマット</p> <p>事業費 昭和63年度 事業費 1,980,000円 平成元年度 事業費 3,048,000円 計 5,028,800円</p>	<p>地籍調査業務については、国土調査法により町村内の地籍の調査を行い、土地行政の基盤として利用しており、現在、地図の数値情報化によるコンピューター管理を行っている。</p> <p>2町村の数値データについては、現行のまま新町に引き継ぎ、新町移行後、統合を行う。</p>	

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	2 2 各種事務事業（農政業務）の取扱い	関係項目	1 4 農政業務												
事務・事業・制度名等		担当部会名等	産業建設部会												
基本調整方針	<p>1 農業振興地域整備計画については、新町において新たに策定する。</p> <p>2 生産調整事業については、制度により新町において調整を行う。</p> <p>3 特産品開発については、現在の特産品を引き継ぐとともに、新町において統一した特産品の開発を行う。</p> <p>4 青空市、物産販売所については、現行のまま新町に引き継ぎ、随時調整を行う。</p> <p>5 肉用牛導入事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。</p> <p>6 各種事業補助については、新町移行後一体性の確保を確立するため、各事業補助内容を精査し、新町において統一をする。</p> <p>7 中山間直接支払事業については、5年間の時限的事業であるが、日吉村の単独補助金は補助金の公平性の原則から、17年度分は廃止する。</p>	<p>担当分科会名 農政分科会</p> <p>調整方針確認日</p> <p>平成 年 月 日</p>													
		<p>具体的調整方針</p>													
項目	現況														
1) 農業振興地域整備計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>広見町</th> <th>日吉村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業振興地域総面積</td> <td>12,405ha</td> <td>2,925ha</td> </tr> <tr> <td>農用地区域面積</td> <td>692ha</td> <td>223ha</td> </tr> </tbody> </table>			広見町	日吉村	農業振興地域総面積	12,405ha	2,925ha	農用地区域面積	692ha	223ha	<p>農業振興地域整備計画は、農地の計画的利用及び特産品開発等の基本となる計画であり、新町移行後、新たに策定を行う。</p>			
	広見町	日吉村													
農業振興地域総面積	12,405ha	2,925ha													
農用地区域面積	692ha	223ha													
2) 生産調整事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th>広見町</th> <th>日吉村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>生産調整事業 平成13年度割り当て面積 279.8ha</p> <p>生産調整推進事務 ・水田農業経営確立助成金確認事務 ・水田農業経営確立対策指導推進事業 ・米穀出荷対策事務</p> <p>生産調整推進事業 ・水田営農高度化推進事業（県単独事業）</p> <p>町単独事業 ・生産調整地域達成事業 ・水田営農転作条件整備事業</p> </td> <td> <p>生産調整事業 平成13年度割り当て面積 43.2ha</p> <p>生産調整推進事務 ・水田農業経営確立助成金確認事務 ・水田農業経営確立対策指導推進事業 ・米穀出荷対策事務</p> <p>生産調整推進事業 ・水田営農高度化推進事業（県単独事業）</p> <p>水田営農高度化条件整備事業費</p> <p>町単独事業 （該当なし）</p> </td> </tr> </tbody> </table>		広見町	日吉村	<p>生産調整事業 平成13年度割り当て面積 279.8ha</p> <p>生産調整推進事務 ・水田農業経営確立助成金確認事務 ・水田農業経営確立対策指導推進事業 ・米穀出荷対策事務</p> <p>生産調整推進事業 ・水田営農高度化推進事業（県単独事業）</p> <p>町単独事業 ・生産調整地域達成事業 ・水田営農転作条件整備事業</p>	<p>生産調整事業 平成13年度割り当て面積 43.2ha</p> <p>生産調整推進事務 ・水田農業経営確立助成金確認事務 ・水田農業経営確立対策指導推進事業 ・米穀出荷対策事務</p> <p>生産調整推進事業 ・水田営農高度化推進事業（県単独事業）</p> <p>水田営農高度化条件整備事業費</p> <p>町単独事業 （該当なし）</p>	<p>生産調整事業については、新町移行後も割り当て面積を達成できるよう、事業推進を行う。</p> <p>国、県の補助事業については、事業内容を十分に把握し、事業を推進する。</p> <p>単独事業については、合併までに検討を行い、新町において調整する。</p>								
広見町	日吉村														
<p>生産調整事業 平成13年度割り当て面積 279.8ha</p> <p>生産調整推進事務 ・水田農業経営確立助成金確認事務 ・水田農業経営確立対策指導推進事業 ・米穀出荷対策事務</p> <p>生産調整推進事業 ・水田営農高度化推進事業（県単独事業）</p> <p>町単独事業 ・生産調整地域達成事業 ・水田営農転作条件整備事業</p>	<p>生産調整事業 平成13年度割り当て面積 43.2ha</p> <p>生産調整推進事務 ・水田農業経営確立助成金確認事務 ・水田農業経営確立対策指導推進事業 ・米穀出荷対策事務</p> <p>生産調整推進事業 ・水田営農高度化推進事業（県単独事業）</p> <p>水田営農高度化条件整備事業費</p> <p>町単独事業 （該当なし）</p>														
3) 特産品	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>広見町</th> <th>日吉村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農家</td> <td>キジ ウコン 山芋 桃 イチゴ</td> <td>柚子 キュウリ 栗 しいたけ</td> </tr> <tr> <td>開発研究</td> <td>メロン 菌床しいたけ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加工・その他</td> <td>柚子（加工品） 味噌</td> <td>こんにゃく アメノウオ</td> </tr> </tbody> </table>			広見町	日吉村	農家	キジ ウコン 山芋 桃 イチゴ	柚子 キュウリ 栗 しいたけ	開発研究	メロン 菌床しいたけ		加工・その他	柚子（加工品） 味噌	こんにゃく アメノウオ	<p>現在の特産品の振興を図るとともに、新町に移行後、統一した特産品の開発を行う。</p>
	広見町	日吉村													
農家	キジ ウコン 山芋 桃 イチゴ	柚子 キュウリ 栗 しいたけ													
開発研究	メロン 菌床しいたけ														
加工・その他	柚子（加工品） 味噌	こんにゃく アメノウオ													

4)青空市・物産販売所	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>広見町</th> <th>日吉村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>森の三角ぼうし直売所</td> <td>日吉村夢産地青空市</td> </tr> <tr> <td>運営</td> <td>森の三角ぼうし直販部会</td> <td>日吉村</td> </tr> <tr> <td>販売品目</td> <td>農林産物及び加工品等</td> <td>農林産物及び加工品等</td> </tr> <tr> <td>会員数</td> <td>195人</td> <td>179人</td> </tr> <tr> <td>会員年会費</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>販売手数料</td> <td>一般会員 15% 施設会員 12% 町外 15%</td> <td>村内農家 10% 村外農家 12% 村内商工業者 15%</td> </tr> <tr> <td>販売実績</td> <td>141,034千円</td> <td>169,419千円</td> </tr> </tbody> </table>			広見町	日吉村	名称	森の三角ぼうし直売所	日吉村夢産地青空市	運営	森の三角ぼうし直販部会	日吉村	販売品目	農林産物及び加工品等	農林産物及び加工品等	会員数	195人	179人	会員年会費	2,000円	2,000円	販売手数料	一般会員 15% 施設会員 12% 町外 15%	村内農家 10% 村外農家 12% 村内商工業者 15%	販売実績	141,034千円	169,419千円	各施設に出展販売している会員の会費及び販売手数料によって運営されており、合併による急激な変化は好ましくなく、新町移行後も当分の間は現行どおりとし、随時調整する。
	広見町	日吉村																									
名称	森の三角ぼうし直売所	日吉村夢産地青空市																									
運営	森の三角ぼうし直販部会	日吉村																									
販売品目	農林産物及び加工品等	農林産物及び加工品等																									
会員数	195人	179人																									
会員年会費	2,000円	2,000円																									
販売手数料	一般会員 15% 施設会員 12% 町外 15%	村内農家 10% 村外農家 12% 村内商工業者 15%																									
販売実績	141,034千円	169,419千円																									
5)肉用牛導入事業	広見町 制度なし	日吉村 ・日吉村特別導入事業に係る基金条例	肉用牛導入事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。																								
6)各種事業補助金	<p>広見町</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広見町集落農業活性化運動推進事業費補助金</li> <li>地域農業管理システム整備事業費補助金</li> <li>蚕舎共同防除事業費補助金</li> <li>米消費拡大推進事業費補助金</li> <li>野菜安定供給振興事業費補助金</li> <li>養豚経営体質強化事業費補助金</li> <li>南予酪農ヘルパー利用組合育成事業費補助金</li> <li>養鶏伝染性疾病防疫対策事業費補助金</li> <li>地域農業集団組織強化対策費補助金</li> <li>農作業受託組織育成事業費補助金</li> <li>農業経営基盤強化資金利子補給金</li> <li>特定農山村総合支援事業費補助金</li> <li>畜産環境保全対策事業費補助金</li> <li>キジ飼育場整備事業費補助金</li> <li>栗振興対策補助金</li> <li>柚子振興対策補助金</li> <li>野菜振興対策補助金</li> <li>有害鳥獣被害対策事業補助金</li> <li>水田営農高度化推進事業費補助金</li> <li>農業研修費補助金</li> <li>中山間地域活性化資金利子補給金</li> <li>農業機械・施設整備費補助金</li> </ul>	<p>日吉村</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林業等後継者自立支援事業補助金</li> <li>栗振興対策補助金</li> <li>柚子振興対策補助金</li> <li>野菜振興対策補助金</li> <li>有害鳥獣被害対策事業補助金</li> <li>新規作物導入補助金</li> <li>村おこし事業補助金</li> <li>和牛生産振興補助金</li> <li>水田営農高度化推進事業費補助金</li> </ul>	<p>現在2町村において、様々な補助制度を策定し、基幹産業である農林業の振興を図っているが、新町としての一体性を確立するため、それぞれの制度を十分検討し統一を図ることとする。</p> <p>なお、現在定められている補助制度については、基本的に平成16年度間は、なお従前の例によるものとし、平成17年度から新たに定めることとする。</p>																								
7)中山間地域等直接 支払事業	次項参照		中山間地域直接支払事業は、5年間の時限的事業で行われているが、日吉村で行われている単独補助金については、補助金の公平性を保つため、平成17年度分は廃止する。																								



中山間地域等直接支払事業の状況

広 見 町				日 吉 村					
1.実施期間 平成13年度～平成17年度(国庫補助分)				1.実施期間 平成12年度～平成16年度(国庫補助分) 平成13年度～平成17年度(村単独事業分)					
2.実施状況(補助対象分)				2.実施状況(補助対象分)					
	田 (急傾斜)	畑 (急傾斜)	合計		田 (急傾斜)	畑 (急傾斜)	合計		
基本方針	673,305 m <sup>2</sup>	90,163 m <sup>2</sup>	763,468 m <sup>2</sup>	基本方針	500,000 m <sup>2</sup>	450,000 m <sup>2</sup>	950,000 m <sup>2</sup>		
H13実績	423,479 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	423,479 m <sup>2</sup>	H13実績	429,463 m <sup>2</sup>	397,988 m <sup>2</sup>	827,451 m <sup>2</sup>		
実施率	62.9%	0%	55.5%	実施率	85.9%	88.4%	87.1%		
3.集落協定設定状況				3.集落協定設定状況					
集落数	参加 農家数	協定農地面積(m <sup>2</sup> )		集落数	参加 農家数	協定農地面積(m <sup>2</sup> )			
		田	畑	計		田	畑	計	
7集落	175	423,479		423,479	補助対象17集落	228(延べ)	429,463	397,988	827,451
					村単25集落	276(延べ)	149,219	360,840	510,059
					合計		578,682	758,828	1,337,510
4.交付単価(10a当たり)				4.交付単価(10a当たり)					
	田	畑			田	畑			
急傾斜	21,000円	11,500円		急傾斜	21,000円	11,500円			
5.交付金支払状況				5.交付金支払状況					
集落数	交付金額(円)			集落数	交付金額(円)				
	共同取組活動	個人配分金	合計		共同取組活動	個人配分金	合計		
補助対象7集落	4,446,532	4,446,527	8,893,059	補助対象17集落	6,797,794	6,797,787	13,595,581		
				村単25集落	3,641,556	3,641,543	7,283,099		
				合計	10,439,350	10,439,330	20,878,680		
6.集落協定の活動状況				6.集落協定の活動状況					
(1)耕作放棄地の防止				(1)耕作放棄の防止					
高齡農家、離農者の農地の賃借権設定				高齡農家、離農者の農地の賃借権設定					
鳥獣被害の防止				鳥獣被害の防止					
(2)水路、農道等の維持管理				(2)水路・農道等の管理					
泥上げ、草刈り等				泥上げ、草刈り等					
(3)多面的機能を増進する活動				(3)多面的機能を増進する活動					
農地と一体となった周辺林地の管理				農地と一体となった周辺林地の管理					
景観作物作付け				景観作物作付け					
(4)生産性・収益の向上				(4)生産性・収益の向上					
農作業の受委託の推進				機械の共同購入、共同利用					
(5)担い手の定着				(5)担い手の定着					
オペレーターの育成・確保				農作業の共同化・受委託推進					
利用権設定による担い手への農地の面的集積を促進				認定農業者の育成					

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	22 各種事務事業（用地業務）の取扱い		関係項目	21 用地業務	
事務・事業・制度名等			担当部会名等	産業建設部会	担当分科会名 用地分科会
基本調整方針	道路及び公共用地の取得については、新町に移行後、速やかに調整する。			調整方針確認日	
				平成 年 月 日	
項目	現 況		具体的調整方針		
	広見町	日吉村			
1)道路及び公共用地取得	<p>(用地取得) 買収及び寄付</p> <p>(買収価格) 県の買収単価及び近傍類似土地の取引単価を参考に随時決定。路線によっては不動産鑑定士により鑑定</p> <p>(その他物件保障) 立木補償は、補償単価表の範囲内。建物移転補償は、物件移転等表標準書および業者とその都度協議</p> <p>(買収費用支払い) 原則、すべて口座振替。(本人の希望により窓口払い。)</p>	<p>(用地取得) 用地取得は原則として全面買収</p> <p>(買収価格) 県の買収単価及び過去の買収事例に基づいて、随時単価を決定している。</p> <p>(その他物件保障) 立木補償は、補償単価表の範囲内。建物移転補償は、物件移転等表標準書および業者とその都度協議</p> <p>(買収費用支払い) 原則、すべて口座振替。</p>	<p>用地取得方法について差異はないが、物件補償の調査方法及び買収単価について差があるため、合併までに調整を行い、新町において新たに基準を設ける。</p>		

広見町・日吉村合併協議会 項目別調整方針

協議項目	2 2 各種事務事業（人権業務）の取扱い	関係項目	3 4 人権業務				
事務・事業・制度名等		担当部会名等	厚生部会				
基本調整方針	1 人権対策事業に関しては、人権教育及び人権啓発に関する法律に則って、人権教育業務と連携をとり、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とする研修、情報提供、広報活動等の啓発事業について、全町的に推進する。 2 人権条例については、人権教育及び人権啓発に関する法律に則って、新町において新たに制定する。 3 貸付事業は、償還に関する業務について、現行のまま新町に引き継ぐ。	担当分科会名 人権分科会 調整方針確認日 平成 年 月 日					
		項目	現 況	具 体 的 調 整 方 針			
1)人権対策	人権対策事業に関しては、従前は、主に生活環境改善対策として特定事業等が行われていたが、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が廃止され、現在は行われていない。 現在の2町村の人権対策は、同和問題を人権問題の重要な柱として捉えた人権対策と、同和行政を終結し、住民すべてが公平、公正、平等の精神に基づく人権尊重の町づくりとしての人権対策とで行政施策に差がある。	新町での人権対策業務としては、人権教育及び人権啓発に関する法律に則って、人権教育業務と連携をとり、国が定めた「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とする研修、情報提供、広報活動等の啓発事業について、全町的に推進する。					
2)人権条例	<table border="1"> <tr> <td>広見町</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>日吉村</td> <td>日吉村差別撤廃・人権尊重に関する条例</td> </tr> </table>	広見町	なし	日吉村	日吉村差別撤廃・人権尊重に関する条例	人権条例については、2町村で制定について差があり、新町移行後、人権教育及び人権啓発に関する法律に則って、新たに人権条例を制定する。	
広見町	なし						
日吉村	日吉村差別撤廃・人権尊重に関する条例						
3)貸付事業	貸付条例は廃止されているが、償還に関する業務は引き続き行われている。	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が廃止されたことから、住宅新築資金等貸付条例は廃止されているが、償還に関する業務については現在も行われており、現行のまま新町に引き継ぐ。					